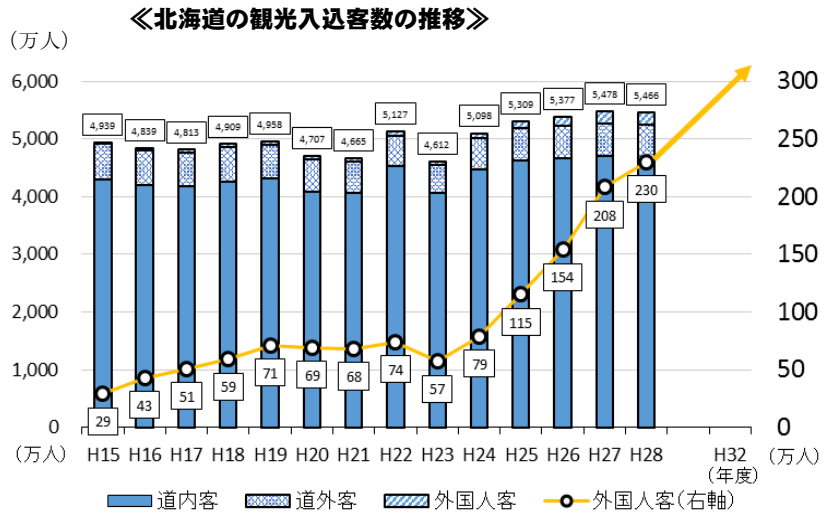


別紙

北海道観光審議会では、2017年7月に知事からの諮問を受け、満足度の高い観光地づくりに向けた今後の観光施策に必要な新たな財源の確保策を検討しています。

○外国人来道者数が過去最高

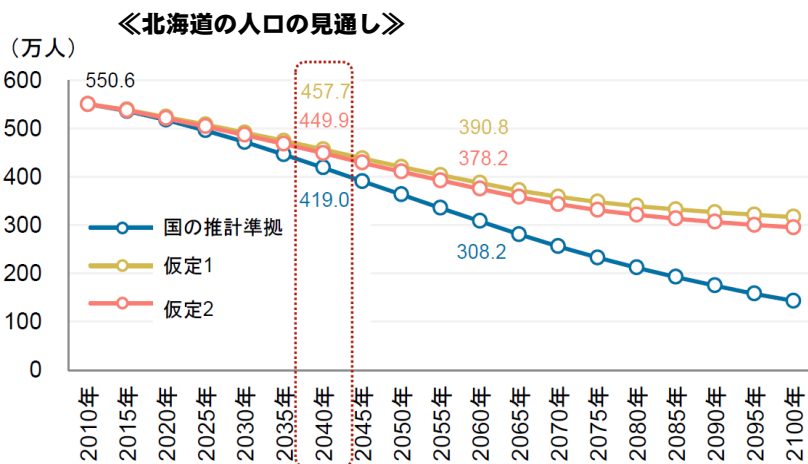
北海道の観光入込客数(実人数)は、平成28年度は5,466万人と増加傾向。特に外国人来道者は過去最高の230万人となりました。日本全体の訪日外国人旅行者2,482万人の約1割を占めています。



出典：北海道観光入込客数調査

○ 深刻な少子高齢化

北海道の人口は、対策が効果的かつ一体的に行われ、合計特殊出生率が向上した場合でも、2040年時点で460～450万人に減少する見通しです。観光により交流人口の拡大を図り、本道経済の活性化に取り組む必要があります。



出典：北海道「北海道人口ビジョン」

○減少する財政規模、増加する観光予算

平成28年度の一般会計予算の規模は、2兆8,246億円となり、平成11年度の3兆4,033億円から約17%減少しています。一方、観光関連予算については、予算の増額を続けてきました。

《北海道財政規模の推移(当初予算ベース)》



知事改選年(H11,15,19,23,27)は2定額計ベース

出典：北海道総務部財政局

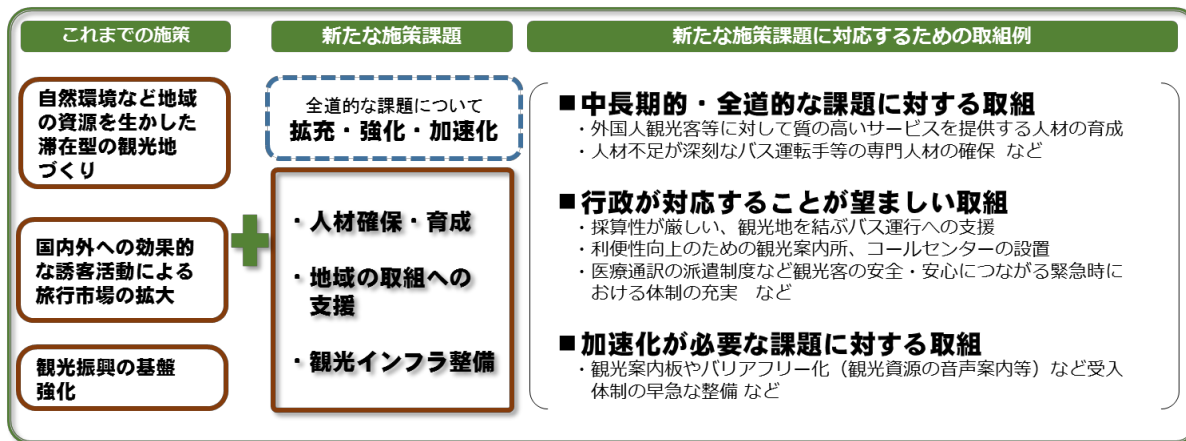
《北海道観光予算の推移》

年度	北海道観光予算(千円)	観光振興機構予算(千円)	
		観光振興機構	(内、道からの補助金等)
H25	643,417	628,135	517,000
H26	848,722	624,635	517,000
H27	1,502,768	1,377,923	1,257,118
H28	1,760,091	1,449,648	1,332,716
H29	2,050,030	1,740,316	1,565,910

出典：北海道経済部観光局

○新たに対応すべき観光振興施策の方向性

急増する訪日外国人来道者や加速する高齢化社会といった直近の環境変化によって、人材確保・育成、地域の取組への支援、観光インフラ整備に関する新たな課題が発生しています。



○地方自治法で定められている地方公共団体が収入確保策

負担を求める際には、課税対象者の把握が可能な行為であることが重要です。6つの観光行動について、①受益と負担、②徴収者の協力、③過重な負担の3つの視点で整理しました。

種類		
地方税	入	来道行為に課税 <ul style="list-style-type: none"> 観光客が飛行機、新幹線、フェリーなどにより来道する際に課税。 交通事業者が、利用者からチケット料金を税を上乗せし徴収することを想定
	宿泊	宿泊行為へ課税 <ul style="list-style-type: none"> ホテルや旅館、民泊などの宿泊施設の宿泊者の1人1泊素泊まり料に課税 宿泊事業者が、チェックアウト時に観光客から徴収することを想定
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。	
負担金	① 法津に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。 【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足りることをもって限度と考えるべき。	
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの 【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべき。	
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財源の給付を受けるもの。	

地方自治法には、地方自治体が自ら財源を確保できる取組として、次に6項目が定められています。それぞれを①規模の確保、②安定性・継続性で整理すると以下のとおりとなります。

種類	内 容	①規模の確保	②安定性・継続性
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの 【目的税】 <u>特定の費用のために課される税</u> (⇔普通税: その収入を一般経費の財源に充当) 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税	対象者の設定により、規模の確保可能	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、 <u>特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収</u> するもの	受益者を個別に特定する必要がある、規模は限定的	特定の事業の取り決めに基づくため、安定性はあるが継続性がない。
負担金	①法律に基づき、 <u>特別の利益関係等を有する者から</u> 、その事業経費を <u>受益等の程度に応じて徴収</u> するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	受益者を個別に特定する必要がある、規模は限定的	特定の事業の取り決めに基づくため、安定性はあるが継続性がない。
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの 【地方自治法逐条解説】 <u>行政財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足りることをもって限度</u> と考えるべき	道の施設・財産に限定され、その利用者から徴収するため、規模は限定的	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は <u>報償として徴収</u> するもの 【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける <u>特定の者の利益</u> とを勘案して定められるべき	道の事務行為の受益者から徴収するため、規模は限定的	需要に応じ、安定的・継続的な確保が可能
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、 <u>相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受ける</u> もの	対象者の設定により、規模の確保可能	善意や協力によるため、安定性はなく、継続性も不透明

○ 観光客の負担行為について

負担を求める際に想定される観光客の6つの観光行動について、①受益と負担、②徴収者の協力、③過重な負担の3つの視点で整理しました。

	入域（来道）	交通機関利用（道内）	宿泊	飲食	おみやげ	駐車
①受益と負担 (負担者を明確に出来るか)	○道民の帰道との区別 ○ビジネスの来道との区別	○道民の日常生活の移動との区別 ○ビジネスの移動との区別	○ビジネスの宿泊との区別	○道民の日常生活の飲食との区別	○道民のおみやげ以外の購入との区別	○道民の日常生活の駐車との区別 ○ビジネス活動での駐車との区別
②徴収者の協力	○関連業種が多い	○関連業種が多い	○関連業種が少ない	○関連業種が少ない	○関連業種が多い	○関連業種が多い
③過重な負担 (国の施策と重ならないか) ※消費税除く	○空港施設使用料 (新千歳空港国際線) ○国の出国税の検討	○国の出国税の検討	○入湯税（対象のみ）			
備考 ・道内の事業所数（※）	○道外結節点 (定期)10 空港(離島以外)、1 鉄道路線(北海道新幹線)、3 港(函館、苫小牧、小樽)	・航空 (52) ・鉄道 (175) ・船舶 (22) ・観光バス (136) ・路線バス(153) ・タクシー(1,081) ・レンタカー(328)	・宿泊(3,172)	・飲食店(28,319)	・飲食料品小売(12,189) ・機械器具小売(5,764) ・医薬・化粧品小売(3,635)など	・専業(539) ・不動産管理(2,201) ・百貨店(74) ・娯楽(2,743) ・博物館・美術館(255)など